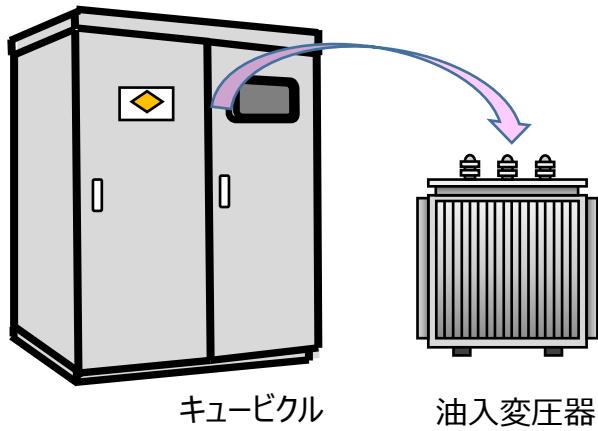


## 変圧器 補助金

# 低濃度PCBに汚染された 油入変圧器の分析等調査・交換 には費用の補助制度があります！

低濃度PCBに汚染された疑いのある油入変圧器の例



キュービクル

油入変圧器

平成5年(1993年)以前に  
製造された油入変圧器は  
**低濃度PCB汚染**  
の疑いがあります

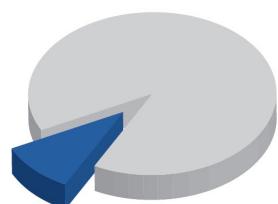
### 二次公募期間延長

= 募集期間 =

令和6年9月2日(月)～  
**12月20日(金)15:00まで**

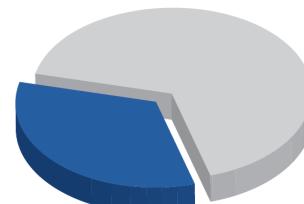
#### 補助率

#### 分析等調査費用



補助  
**1/10**

#### 交換費用



補助  
**1/3**

※工事費・設備費・その他承認した必要経費  
※上限：100万円（詳しくはHPをご参照下さい。）

## ■補助対象事業の要件

- ① 低濃度PCBに汚染された疑いのある変圧器の分析等調査事業
- ② 低濃度PCBに汚染された変圧器の、高効率変圧器※への交換事業  
(交換にあたってはリースによる導入も補助対象)
- ③ 前記①と②を一体的に行う事業

※一事業者で多数の変圧器交換を申請する場合は、事前にご相談ください。

※補助対象となる高効率変圧器は、産業廃棄物処理事業振興財団が定める省エネルギー基準達成率以上のもの。

=====お問い合わせ先=====

公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団 変圧器補助金事務局

ホームページ：[https://www.sanpainer.or.jp/pcb\\_trans\\_r6/](https://www.sanpainer.or.jp/pcb_trans_r6/)  
メール：trans-info@sanpainer.or.jp TEL:03-4355-0161

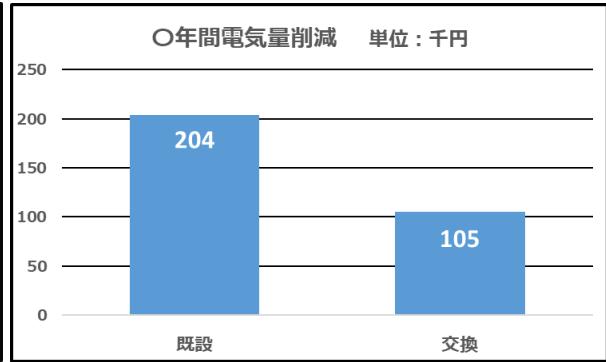
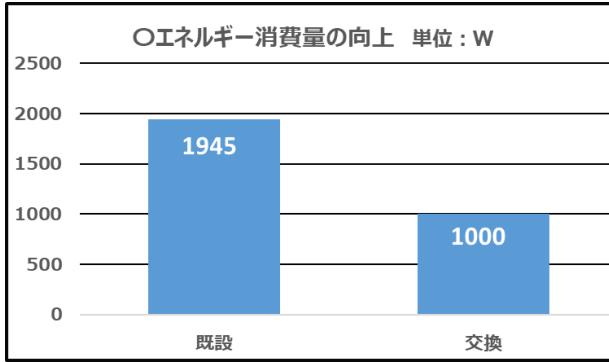
# 変圧器 交換効果

## 省エネと電源の信頼性向上

25年以上前の油入変圧器を

補助対象変圧器に交換すると

●交換により変圧器の品質が回復し、電源設備の信頼度が向上



基準負荷時エネルギー消費効率(W)

基準負荷時 電力料金(千円)

※三相50Hz 500kVA油入変圧器を交換した場合(当財団試算)

※年間電力料金(円)= $E \times S \times 0.83$  - 消費効率(kW) × 24時間 × 365日 × 12円/kWh として計算

### 補助の対象となる変圧器の消費効率

区分				基準エネルギー消費効率の算定式	補助対象エネルギー消費効率
変圧器の種別	相数	定格周波数	定格容量		
油入変圧器	単相	50ヘルツ		$E = 11.2S^{0.732}$	省エネルギー基準達成率125%以上
		60ヘルツ		$E = 11.1S^{0.725}$	
	三相	50ヘルツ	500キロボルトアンペア以下	$E = 16.6S^{0.696}$	
			500キロボルトアンペア超	$E = 11.1S^{0.809}$	
		60ヘルツ	500キロボルトアンペア以下	$E = 17.3S^{0.678}$	
			500キロボルトアンペア超	$E = 11.7S^{0.790}$	
モールド変圧器	単相	50ヘルツ		$E = 16.9S^{0.674}$	基準エネルギー消費効率の80%以下
		60ヘルツ		$E = 15.2S^{0.691}$	
	三相	50ヘルツ	500キロボルトアンペア以下	$E = 23.9S^{0.659}$	
			500キロボルトアンペア超	$E = 22.7S^{0.718}$	
		60ヘルツ	500キロボルトアンペア以下	$E = 22.3S^{0.674}$	
			500キロボルトアンペア超	$E = 19.4S^{0.737}$	

今すぐ  
調査

低濃度PCB廃棄物  
の処分期間 令和9年(2027年)3月31日まで

事業者は、令和9年3月31日までに、低濃度PCB廃棄物を自ら処分するか、もしくは処分を他人に委託しなければなりません。なお都道府県知事等は、事業者が上記期間内の処分に違反した場合には、その事業者に対し、期限を決めて、PCB廃棄物の処分など必要な措置を講ずるべきことを命することができます。

STEP1  
調査

STEP 2  
判別

STEP3  
処分

電気保安技術者等に依頼し  
電気室やキュービクルに  
平成5年(1993年)以前製造  
の変圧器がないか調査。

銘板情報をメーカーに問合せして  
確認、または絶縁油を  
採油しPCB濃度を測定。

無害化処理事業者へ  
処理委託を行い処分する。



環境省